毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年
３月22日
（火曜日）

## 目次

○規則
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（廃棄物・リサイクル対策課）……一
山口県工事執行規則の一部を改正する規則（技術管理課）……三
○告示
山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正（財政課）……四
騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正（環境政策課）……四
騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正（環境政策課）……四
特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準を定める告示に基づく区域の指定に関する告示の一部改正（環境政策課）……四
振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正（環境政策課）……五
振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正（環境政策課）……五
振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定に基づく区域の指定に関する告示の一部改正（環境政策課）……五
悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正（環境政策課）……五
指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）……五
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）……五
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（水産振興課）……六
都市公園の区域の変更（都市計画課）……六
公有水面の埋立ての免許の出願（港湾課）……六
○公告
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……八
基本測量の実施の終了（監理課）……八
○人委公告
平成二十三年度山口県警察官（男性）採用Ⓐ試験（第一回）の実施……八
平成二十三年度山口県警察官（女性）採用Ⓐ試験（第一回）の実施……一一
○雑報
争議行為の通知……一三
県報の正誤（平成二十二年八月十七日山口県選挙管理委員会告示第六十三号ほか一件）……一三

## 規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二井関成

### 山口県規則第十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（熱回収施設設置者認定証の交付）

第一条の五　知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（別記第一号様式の三）を交付するものとする。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書の交付）

第一条の三　知事は、法第八条の二の二第一項の検査をしたときは、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（別記第一号様式の二）を交付するものとする。

第二条第一項及び第三条第一項中「別記第一号様式の二」を「別記第一号様式の四」に改める。

第六条の見出しを「（許可証等の再交付）」に改め、同条中第九号を第十一号とし、第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第一条の三」を「第一条の四」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第一条の五に規定する熱回収施設設置者認定証

第六条第一号の次に次の一号を加える。

二　第一条の三に規定する一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

第七条第二号中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改め、同条第三号及び第四号中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改める。

別記第一号様式中「第１条の３」を「第１条の４」に改める。

別記第一号様式の二を別記第一号様式の四とし、別記第一号様式の次に次の二様式を加える。

第１号様式の２（第１条の３関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所（所在地）
氏　名（名　称）　　　　　　様

山口県知事　　　　印

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２の２第１項の検査について、下記のとおりその結果を通知します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一般廃棄物処理施設の設置場所 | | | |
| 一般廃棄物処理施設の種類 | | | |
| 許可の年月日 | 年　月　日 | 許可番号 | |
| 定期検査の結果 | | | |
| 次回の検査の期限 | 年　月　日 | | |
| 備　　考 | | | |

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

第１号様式の３（第１条の５関係）

熱回収施設設置者認定証

住　所（所在地）
氏　名（名　称）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。

年　月　日

山口県知事　　　　　　印

| | | | |
|---|---|---|---|
| 認定の年月日 | 年　月　日 | 認定番号 | |
| 認定の有効期間満了日 | 年　月　日 | | |
| 熱回収施設の設置場所 | | | |
| 熱回収の方法 | | | |
| 熱回収に必要な設備 | | | |
| 熱回収率 | | | |

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

別記第九号様式中「

| | |
|---|---|
| 許可・指定・登録 | 年　月　日 |
| 許可・指定・登録 | 番　号 |

」を「

| | |
|---|---|
| 許可・通知・認定・指定・登録 | 年　月　日 |
| 許可・通知・認定・指定・登録 | 番　号 |

」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

---

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

## 山口県規則第十三号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則（昭和四十九年山口県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条ただし書を削る。

第三十二条第一項中「延長することができる」を「延長するものとする」に改め、同条第二項中「前項後段」を「第一項後段及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　契約担当者は、前項の場合において、その工期の延長が当該契約担当者の責めに帰すべき理由によるものであると認めるときは、請負者と協議の上、請負代金の額を変更し、請負者に損害を与えたときは当該損害を賠償するものとする。

第四十四条第十項、第四十六条第三項及び第五十一条中「年三・三パーセント」を「年三・一パーセント」に改める。

第五十四条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第五号を同項第十号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号の次に次の五号を加える。

四　代表者（請負者が個人である場合にあつては、その者）、役員又は支店若しくは法第三条第一項の政令で定める支店に準ずる営業所の代表者が次のいずれかに該当

すると認められるとき。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

ロ　自己、所属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力を利用したとき。

ハ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団、暴力団員又はその指定した者に対し、金品その他の財産上の利益又は便宜を供与したとき。

五　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

六　法第二条第四項に規定する下請契約、工事材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）の締結に当たり、その相手方が前二号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

七　契約担当者が、請負人の締結した下請契約等の相手方が第四号及び第五号のいずれかに該当すると認めて、当該請負人に対し当該契約の解除を求めた場合において、その求めに応じなかつたとき。

八　二以上の建設業者を構成員とする団体である場合にあつては、当該構成員のいずれかが第四号から前号までのいずれかに該当すると認められるとき。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

## 告　示

### 山口県告示第百十九号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示（平成十九年山口県告示第百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

二中(二十一)を(二十二)とし、(十四)から(二十)までを(十五)から(二十一)までとし、(十三)の次に次のように加える。

(十四)　食糧自給率向上・産地再生緊急対策交付金

### 山口県告示第百二十号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示（昭和五十五年山口県告示第二百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

「、防府市」及び「、岩国市」を削る。

### 山口県告示第百二十一号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示（昭和五十年山口県告示第三百九号の四）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

表指定地域の欄中「、防府市」及び「、岩国市」を削る。

### 山口県告示第百二十二号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準を定める告示に基づく区域の指定に関する告示（昭和五十年山口県告示第三百九号の五）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

第二号中「第七条」を「第三十九条第一項」に、「第一条第一項」を「第一条の五第一項」に、「第十四条第一項第二号」を「第二十条の五」に、「八〇メートル」を「八十メートル」に改める。

## 山口県告示第百二十三号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示（昭和五十三年山口県告示第三百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十二日　山口県知事　二井関成

「、防府市」及び「、岩国市」を削る。

## 山口県告示第百二十四号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示（昭和五十三年山口県告示第三百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十二日　山口県知事　二井関成

表指定地域の欄中「、防府市」及び「、岩国市」を削る。

## 山口県告示第百二十五号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定に基づく区域の指定に関する告示（昭和五十三年山口県告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十二日　山口県知事　二井関成

第二号中「第七条」を「第三十九条第一項」に、「第一条第一項」を「第一条の五第一項」に、「第十四条第一項第二号」を「第二十条の五」に改める。

## 山口県告示第百二十六号

悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示（平成八年山口県告示第二百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十二日　山口県知事　二井関成

「、防府市」及び「、岩国市」を削る。

## 山口県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十三年三月二十二日　山口県知事　二井関成

一　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
　保安林の指定をする件（平成六年農林水産省告示第九百七十号）、保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第八百七十七号）、保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第千三百五十六号）及び保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第千三百六十五号）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。）による。

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法
　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済産業部林業振興課、防府市産業振興部林務水産課及び周南市産業観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

## 山口県告示第百二十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成十九年山口県告示第百十三号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十三年三月八日限り消滅した。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

牛島加入区

## 山口県告示第百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

| 区域 | 区分 |
|---|---|
| 小畑区域 | 総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用して営む漁業 |
| 玉江浦区域 | 小型いかつり漁業及び小型定置網漁業 |
| 野波瀬区域 | 総トン数十トン以上の漁船により、まき網又は底びき網を使用して営む漁業 |
| 湊区域 | 小型定置網漁業 |
| 和久区域 | 法第百四条第二号に掲げる漁業 |
| 埴生区域 | 〃 |

## 山口県告示第百三十号

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成二十三年四月一日から施行する。

その関係図書は、平成二十三年三月二十二日から一月間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

一　都市公園の名称

山口きらら博記念公園

二　都市公園の位置

山口市阿知須字遠石

三　変更に係る区域

山口市阿知須字遠石の一部

## 山口県告示第百三十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十三年三月二十二日から同年四月十一日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び上関町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

一　埋立区域

(一)　位置

熊毛郡上関町大字長島字御客屋村四九〇四から同大字字瀬戸六一七の一八に沿接する道路に至る土地の地先公有水面

(二)　区域

次の1の地点から11の地点までを順次結んだ線、11の地点と12の地点を結ぶ平成二十二年秋分の満潮位（D．L．＋三・〇八メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地との境界線、12の地点と13の地点を結ぶ昭和四十六年四月二十日付け指令港湾第六八五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D．L．＋三・二七メートル）、13の地点と14の地点を結ぶ昭和四十三年八月二十日付け指令港湾第一三〇号でしゅん功認可された埋立地（以下「昭和四十三年埋立地」という。）と公有水面との境界線（D．L．＋三・二七メートル）、14の地点と15の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、15の地点と16の地点を結ぶ昭和四十三年埋立地と公有水面との境界線（D．L．＋三・二七メートル）及び1の地点と16の地点を結ぶ満潮位における公有水面と上関漁港東防波堤との境界線に囲まれた区域

1の地点　熊毛郡上関町大字長島字上盛りの上盛山三等三角点（北緯三三度五〇分〇二・九六八秒東経一三二度〇五分三六・六三七秒）（以下「基準点」と

いう。）から一〇〇度五一分三七秒一、七七八・四一メートルの地点
2の地点　1の地点から九九度二六分四〇秒五・〇六メートルの地点
3の地点　2の地点から一八九度二六分四〇秒二・六二メートルの地点
4の地点　3の地点から九九度二六分四〇秒六三・三一メートルの地点
5の地点　4の地点から九度二六分四〇秒二・六二メートルの地点
6の地点　5の地点から九九度二六分四〇秒〇・五一メートルの地点
7の地点　6の地点から八二度二六分〇〇秒一五・二二メートルの地点
8の地点　7の地点から一七二度五九分四五秒一・〇〇メートルの地点
9の地点　8の地点から八二度二五分五二秒四・一〇メートルの地点
10の地点　9の地点から三五二度二五分五二秒一・〇〇メートルの地点
11の地点　10の地点から八二度二五分五二秒一・八三メートルの地点
12の地点　11の地点から二一〇度〇一分三一秒九・八三メートルの地点
13の地点　12の地点から二六三度一〇分〇一秒三五・四四メートルの地点
14の地点　13の地点から二七五度一二分三六秒一三・七六メートルの地点
15の地点　14の地点から二七五度二八分四九秒一一・九八メートルの地点
16の地点　15の地点から二九一度四七分五〇秒二八・五五メートルの地点

(三)　面積

八六〇・三〇平方メートル

二　埋立てに関する工事の施行区域

(一)　位置

熊毛郡上関町大字長島字御客屋村六〇四の五、六〇四の六及び四九〇四、同大字字瀬戸六一七の一二及び六一七の一五から六一七の一八まで、同大字字御客屋村四九〇四に沿接する道路、同大字字瀬戸六一七の一八に沿接する道路並びに同大字字中町四九〇三に沿接する堤地内並びに同字四九〇三に沿接する堤から同大字字瀬戸六一七の一五に至る土地の地先

(二)　区域

次の①の地点から㉘の地点までを順次結んだ線及び①の地点と㉘の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点　基準点から一〇〇度三七分五八秒一、七七九・七一メートルの地点
②の地点　①の地点から二八六度一二分二五秒二・七一メートルの地点
③の地点　②の地点から三一九度五一分四〇秒一・〇四メートルの地点
④の地点　③の地点から二九一度〇一分一八秒三・八八メートルの地点
⑤の地点　④の地点から二九二度〇七分五三秒四・二九メートルの地点
⑥の地点　⑤の地点から二九一度二四分一八秒九・九六メートルの地点
⑦の地点　⑥の地点から二九〇度四四分四一秒一九・九三メートルの地点
⑧の地点　⑦の地点から八度三七分四一秒七六・一三メートルの地点
⑨の地点　⑧の地点から四四度二九分四六秒三・九四メートルの地点
⑩の地点　⑨の地点から一三二度四六分四九秒七・六九メートルの地点
⑪の地点　⑩の地点から一三六度三二分一四秒四〇・二二メートルの地点
⑫の地点　⑪の地点から一一七度四六分五六秒八六・〇七メートルの地点
⑬の地点　⑫の地点から八三度一六分五六秒八・三八メートルの地点
⑭の地点　⑬の地点から一六四度一八分一五秒四三・八一メートルの地点
⑮の地点　⑭の地点から二四八度五九分四五秒六・二九メートルの地点
⑯の地点　⑮の地点から二五〇度四四分三六秒一〇・一六メートルの地点
⑰の地点　⑯の地点から二五三度五六分一五秒一〇・二二メートルの地点
⑱の地点　⑰の地点から二五九度二七分一八秒九・七五メートルの地点
⑲の地点　⑱の地点から二六三度三七分〇九秒一〇・四三メートルの地点
⑳の地点　⑲の地点から二六九度四四分一一秒九・九九メートルの地点
㉑の地点　⑳の地点から二七三度三四分〇一秒七・三〇メートルの地点
㉒の地点　㉑の地点から二七六度三二分五五秒一〇・六八メートルの地点
㉓の地点　㉒の地点から二八一度一三分二〇秒一二・三〇メートルの地点
㉔の地点　㉓の地点から二八八度四四分三六秒九・八一メートルの地点
㉕の地点　㉔の地点から二九二度二二分一八秒一六・〇六メートルの地点
㉖の地点　㉕の地点から二九二度〇三分三六秒三・八三メートルの地点
㉗の地点　㉖の地点から二三度一八分五四秒九・一二メートルの地点
㉘の地点　㉗の地点から二〇度四六分二七秒八・四五メートルの地点

(三)　面積

九、四四二・四六平方メートル

三　埋立地の用途

漁港施設用地

四　出願人

熊毛郡上関町大字長島五〇三番地
上関町
上関町長　柏原　重海

五　出願の年月日

平成二十三年二月二十五日

## 公　告

**(七三)** 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

一　事業の名称

県営明神地区ため池等整備事業

二　工事完了の時期

平成二十三年三月四日

---

**(七四)** 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二　井　関　成

一　作業の種類

基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二　作業の地域

下関市、山口市、萩市、防府市、下松市、長門市及び山陽小野田市

三　作業の期間

平成二十二年九月六日から平成二十三年二月二十八日まで

## 人事委員会

公　告

平成二十三年度山口県警察官（男性）採用Ⓐ試験（第一回）の実施

平成二十三年度山口県警察官（男性）採用Ⓐ試験（第一回）を次のとおり実施します。

平成二十三年三月二十二日

山口県人事委員会

一　募集都府県名及び採用予定人員

| 都府県名 | 採用予定人員 |
|---|---|
| 山口県 | 三十六人程度 |
| 東京都<br>京都府<br>大阪府<br>兵庫県 | それぞれ三人程度 |

二　職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三　受験資格

(一)　次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| 都府県名 | 受験資格 |
|---|---|
| 山口県 | 昭和五十三年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者 |
| 東京都 | 昭和五十六年五月十日から平成二年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者 |
| 京都府<br>大阪府 | 昭和五十六年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者 |
| 兵庫県 | 昭和五十一年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者 |

(二)　次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1　日本の国籍を有しない者

2　成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準

禁治産者

３　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

４　志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

５　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四　試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

㈠　第一次試験

１　方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

２　日時

平成二十三年五月八日（日曜日）

試験室入室　午前九時三十分まで

試　　　験　午前十時から午後二時三十分まで

３　場所

山口市桜畠三丁目二番一号

山口県立大学

㈡　第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

１　方法及び内容

⑴　論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

⑵　口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論（武道指導にあっては、個別面接）による試験並びに適性検査を行います。

⑶　身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身　長　一六〇センチメートル以上であること。

体　重　四七キログラム以上であること。

胸　囲　七八センチメートル以上であること。

視　力　両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色　覚　職務の遂行に支障がないこと。

聴　力　正常であること。

その他　職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

⑷　体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び　二〇秒間に五〇回以上

握　　　力　左右の平均が四四キログラム以上

上体起こし　三〇秒間に二五回以上

シャトルラン　五五回以上

関 節 運 動　正常であること。

２　日時及び場所

⑴　適性検査

日　時　平成二十三年五月二十八日（土曜日）

場　所　山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

⑵　口述試験及び体力検査

日　時　平成二十三年五月三十日（月曜日）から同年六月七日（火曜日）までの間で山口県人事委員会が指定する日

場　所　山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五　配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

㈠　第一次試験

教養試験　五〇点

㈡　第二次試験
論文試験　四〇点
口述試験等　一四〇点
体力検査　六〇点

六　合格者の決定方法

㈠　第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

㈡　最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七　合格者の発表

㈠　第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十三年五月十九日（木曜日）に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十三年八月下旬までに当該都府県から文書で通知されます。

㈡　最終合格者

山口県の合格者については、平成二十三年六月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おって、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十三年十二月上旬頃までに当該都府県から文書で通知されます。

㈢　試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあっては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあっては当該都府県の最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八　合格から採用までの経路及び給与

㈠　合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者（警視総監又は警察本部長）が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

㈡　採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

㈢　給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十九万八千八百四十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九　受験手続及び受付期間

㈠　受験申込書の請求

平成二十三年三月二十二日（火曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）Ⓐ受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

㈡　受験の申込み

1　受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

2　志望都府県名を第二志望まで記入できます（武道指導を除く。）。

志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

㈢　受付の期間及び時間

平成二十三年三月二十二日（火曜日）から同年四月十五日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十三年四月十五日までの消印のあるものに限ります。

㈣　インターネットを利用する方法による受験の申込み

1　インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2　受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年三月二十二日（火曜日）午前九時から同年四月八日（金曜日）午後五時まで

十　その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三－九三三－四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三－九三三－〇一一〇内線二六二七）に問い合わせてください。

---

## 公　告

### 平成二十三年度山口県警察官（女性）採用Ⓐ試験（第一回）の実施

平成二十三年度山口県警察官（女性）採用Ⓐ試験（第一回）を次のとおり実施します。

平成二十三年三月二十二日

山口県人事委員会

一　採用予定人員

四人程度

二　職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三　受験資格

(一)　昭和五十三年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二)　次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1　日本の国籍を有しない者

2　成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4　山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四　試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一)　第一次試験

1　方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2　日時

平成二十三年五月八日（日曜日）

試験室入室　午前九時三十分まで

試　　験　午前十時から午後二時三十分まで

3　場所

山口市桜畠三丁目二番一号

山口県立大学

(二)　第二次試験

1　方法及び内容

(1)　論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2)　口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3)　身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身　長　一五三センチメートル以上であること。

体　重　四三キログラム以上であること。

視　力　両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色　覚　職務の遂行に支障がないこと。

聴　力　正常であること。

その他　職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4)　体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び　二〇秒間に四三回以上
握　　　力　左右の平均が二七キログラム以上
上体起こし　三〇秒間に一八回以上
シャトルラン　三一回以上
関節運動　正常であること。

2　日時及び場所

(1)　適性検査

日　時　平成二十三年五月二十八日（土曜日）
場　所　山口市小郡下郷三五六〇番地の二
　　山口県総合交通センター

(2)　口述試験及び体力検査

日　時　平成二十三年五月三十日（月曜日）から同年六月七日（火曜日）までの間で山口県人事委員会が指定する日
場　所　山口市仁保下郷一四五九番地
　　山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五　配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一)　第一次試験
教養試験　五〇点

(二)　第二次試験
論文試験　四〇点
口述試験等　一四〇点
体力検査　六〇点

六　合格者の決定方法

(一)　第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二)　最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七　合格者の発表

(一)　第一次試験合格者

平成二十三年五月十九日（木曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二)　最終合格者

平成二十三年六月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三)　試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあっては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八　合格から採用までの経路及び給与

(一)　合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二)　採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三)　給与は、原則として月額十九万八千八百四十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九　受験手続及び受付期間

(一)　受験申込書の請求

平成二十三年三月二十二日（火曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二)　受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を

明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十三年三月二十二日（火曜日）から同年四月十五日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十三年四月十五日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1　インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2　受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年三月二十二日（火曜日）午前九時から同年四月八日（金曜日）午後五時まで

十　その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一一〇内線二六二七）に問い合わせてください。

## 雑報

### 争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十三年三月二十二日

山口県知事　二井関成

一　事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 諸手当の改善の要求に関する件

(三) 一時金の要求に関する件

(四) 労働条件の改善の要求に関する件

(五) 増員の要求に関する件

二　日時

平成二十三年三月二十二日以降本問題の解決に至るまでの期間

三　場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四　概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

---

### 正誤

平成二十二年八月十七日山口県選挙管理委員会告示第六十三号（参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨）

| ページ | 誤 | 正 |
|---|---|---|
| 四 | 候補者<br>届出政党 | 所属党派 |
| 五 | 候補者<br>届出政党 | 所属党派 |

---

平成二十二年九月十日山口県選挙管理委員会告示第七十号（参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨）

| ページ | 誤 | 正 |
|---|---|---|
| | | |

平成二十三年三月二十二日印刷
平成二十三年三月二十二日発行

発行所　山口県庁
発行人　山口県知事

| 九 |
|---|
| 候補者届出政党 |
| 所属党派 |